

## 公益社団法人愛知県医師会役員等報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益社団法人愛知県医師会(以下「**本会**」という。)定款第37条の規定に基づき、役員への報酬等並びに費用、並びに代議員会議長、代議員会副議長、顧問及び参与への報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 3 役員等の退職に当たっては、その任期に応じ別に定める役員等退職慰労金規程に基づき退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の決定)

**第4条** 前条第1項の報酬の算定額は、役員一人につき次の通りとする。

- (1) 定例報酬
  - ① 会長 月額 320,000 円
  - ② 副会長 月額 220,000 円
  - ③ 理事 月額 160,000 円
  - ④ 監事 月額 80,000 円
  - ⑤ 代議員会議長 月額 80,000 円
  - ⑥ 代議員会副議長 月額 80,000 円
  - ⑦ 顧問 年額 400,000 円
  - ⑧ 参与 年額 120,000 円
- (2) 理事会出席報酬 1回 8,000 円
- (3) 監事会出席報酬 1回 8,000 円

ただし、監事会出席報酬は監事のみとし、理事会と同一日の場合は支給しない。

(報酬の支給方法)

**第5条** 報酬の支給にあたっては、前条(1)に定める額は、前期(4月分～9月分)及び後期(10月分～翌年3月分)に分ち、原則として前期分を6月、後期分を12月に支給するものとする。なお、就任または退任が中途中の場合には、日割りで計算する。

- 2 前条(2)、(3)の支給に当たっては、別に定める費用弁償規程に準ずる。

(精算)

**第6条** 中途退任した場合には、未経過月にかかる額は、精算のうえ返納させるものとする。

(退職慰労金)

**第7条** 退職慰労金は、任期满了、死亡又は辞任により退任した者に対し、別に定める役員等退職慰労金規程に基づき退職慰労金を支給する。

(費用)

**第8条** 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

**第9条** 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第10条** この規程の改廃は、代議員会の決議を経なければならない。

(補則)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人愛知県医師会の設立の登記の日から施行する。

(旧規程廃止)

2 愛知県医師会役員等報酬規程(平成11年4月1日)は、廃止する。